# 答申第77号

答申

### 1 審査会の結論

平成29年5月30日付けで審査請求人が津市代表監査委員(以下「実施機関」という。)に対して行った自己情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、実施機関が同年6月13日付けで行った自己情報部分開示決定は、妥当である。

- 2 審査請求に至る経緯及び趣旨
  - (1) 審査請求人は、津市個人情報保護条例(平成18年津市条例第24号。 以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、実施機関に対し、 平成29年5月30日付けで次のとおり本件開示請求を行った。
    - ア 平成29年3月31日提出の公金措置請求書に係る、平成29年5月 8日に行われた商工観光部の陳述の記録書及び録音記録の写しの交付。 イ 結果に至る協議記録の写し。
  - (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する自己情報の記録として、次のもの (以下「本件公文書」という。)を特定した。

住民監査請求監査に係る監査対象部局陳述記録書住民監査請求監査の結果の決定に係る合議記録書

(3) 実施機関は、本件公文書について、自己情報の記録の一部を開示しない 理由を次のとおり記載し、平成29年6月13日付けで自己情報部分開示 決定(以下「本件処分」という。)を行った。

平成29年5月8日に行われた商工観光部の陳述の録音記録は、陳述記録書作成後廃棄済みのため、存在しない。

- (4) 審査請求人は、平成29年8月8日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 3 審査請求の理由

平成29年3月31日付けで住民監査請求を提出。同年5月8日に行われた商工観光部の陳述(審査請求人も同席し発言)が行われ、録音が記録された。

平成29年5月25日付けの住民監査請求の監査結果が、同年5月26日 (金)午後6時頃に住民監査請求人に届いた。 平成29年5月30日(火)に自己情報開示請求書を提出する。

平成29年6月13日付けで「開示をしない」ことが審査請求人に通知された。真正な録音記録が陳述記録書作成後、廃棄されたとのことである。陳述記録書には、記録作成者の氏名とか法的な作成の位置づけは記載されていない。住民監査請求の監査結果が通知され、すぐに自己情報開示請求書を提出したが、廃棄とのことで、信じられない。急いで、「真正な録音記録」を廃棄し、何の法的根拠もない陳述記録書では、「住民訴訟の証拠」にならない。意図的な、隠蔽工作ではないのかと思われる。

#### 4 実施機関の不開示理由説明

住民監査請求に係る陳述録音記録は、陳述記録書を作成するために、その正確を期するため、請求人等の了解を得た上で録音し、陳述記録書が完成するまでの間に限り、監査事務局において保有しているものであり、平成29年5月8日に行われた商工観光部の陳述録音記録は、陳述記録作成後廃棄したため、存在しない。

#### 5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、住民監査請求に係る 陳述録音記録の存否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年津市条例第23号。以下「審査会条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、 実施機関及び審査請求人より口頭による意見陳述を聴した上で、本件処分の 妥当性について検討した。

(1) 審査請求人による口頭の意見陳述の要旨

当審査会は、審査会条例第7条第1項の規定に基づき、審査請求人による口頭の意見陳述を聴した。その要旨は次のとおりである。

- ア 住民監査請求は、住民訴訟の前提となる手続である。
- イ 監査請求の録音記録は、裁判所への提出も可能で、証拠物件となるも のである。
- ウ 過去に住民監査請求に係る自己情報開示請求において、陳述録音記録 の開示を受けており、本件開示請求に係る住民監査請求では、意見に係 る回答を監査委員に求めるなど、過去に行った住民監査請求とは異なる 言動をしており、陳述録音記録を廃棄したとするのは、不都合な部分を 隠蔽することが目的ではないか。
- エ 自己情報部分開示決定通知には、開示しないことの根拠規定が記載さ

れておらず、理解できない。

- オ 電話により、実施機関から条例第13条第4項の規定を根拠規定として説明を受けたが、解釈を誤っている。
- カ 住民訴訟が可能な期間内であるにもかかわらず、真正な証拠である陳 述録音記録を廃棄するのは誤りである。
- キ 陳述記録書には、記録者の職名、氏名、押印等が記録されていない。 真正な記録に値するものではなく、単なるメモ書きと同等である。
- ク 真正な記録である陳述録音記録は、保存のために多くの場所を必要と しないものである。廃棄したとする実施機関の説明は信じ難く、実際に は存在しているものと考える。
- (2) 実施機関による口頭の意見陳述の要旨

当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。その要旨は次のとおりである。

- ア 陳述記録書は、住民監査請求監査において、陳述録音記録をもとに関係者の発言内容を文書化したものであり、内容確定に際し、別葉の起案文により決裁を受けている。本件開示請求においては、決裁行為に係る文書について特に触れられていないため、陳述記録書のみを本件公文書として特定した。
- イ 陳述記録書は、作成に係る法的根拠は存在せず、裁判所へ提出するために作成しているものでもない。
- ウ 陳述録音記録は、陳述記録書の作成を目的として取得しているものであり、意見陳述の場においても審査請求人に説明を行った上で取得している。
- エ 陳述録音記録は、陳述記録書作成後は直ちに廃棄している。廃棄は、 津市文書管理規程(平成18年津市訓令第6号。以下「規程」という。) 第40条の規定に準じて、監査事務局次長の判断により行っているもの で、違法性はない。
- オ 陳述録音記録には個人情報が含まれる場合がある。個人情報保護の観点からも、使用目的が消滅した録音記録は速やかに廃棄すべきであることから、従来より陳述記録書の完成とともに廃棄処分を行っている。
- カ 審査請求人が過去に行った同内容の自己情報開示請求において、陳述 録音記録を開示しているが、陳述記録書完成前に行われた開示請求であ ったことから開示が可能であったものである。

#### (3) 当審査会の判断

実施機関によると、陳述録音記録は、住民監査請求監査において、陳述記録書を作成するための補助資料として取得するものであり、陳述記録書完成後には、用をなさなくなることから、廃棄処分を行っているとのことである。

一方、審査請求人によると、過去には自己情報開示請求によって陳述録音記録の開示を受けているのに、本件開示請求についてのみ陳述録音記録が開示されず、廃棄されたとの説明がされたため、会議記録の改ざんなど不都合な事実を隠蔽することが目的なのではないかとの疑念が生じたとのことである。

当審査会が確認したところ、審査請求人は、過去において同様の請求を行い、陳述録音記録の開示を受けているが、その際、意見陳述から開示請求に至るまでの期間は1日間又は9日間と非常に短いものであった。これに対して、本件開示請求においては、その期間は22日間であり、審査請求人に対する監査結果通知後の開示請求であるなど開示請求の事実経過に相違があり、その結果、開示請求時点において既に本件の陳述記録書の作成が完了していたことが認められる。

陳述記録書の作成とともに陳述録音記録が廃棄されたとする実施機関の 説明に不自然な点はなく、陳述録音記録を不存在とした本件処分は妥当で ある。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、本件公文書に係る実施機関の対応につき、当審査会は次のとおり 実施機関に対し意見を申し述べる。

実施機関によると、陳述録音記録は、津市監査事務局規程(平成18年 津市監査委員告示第1号)第7条において、文書の処理、保存等について は市長の事務部局の例によるとされていることから、規程に基づき、事務 遂行上の補助的文書として保存年限1年に相当する文書として取り扱って おり、規程第40条の例により監査事務局次長が保存年限短縮の承認をし て廃棄処分を行っているとのことである。陳述録音記録は、陳述記録書の 作成のみを目的として取得しているもので、廃棄処分自体は、諸規定に照 らし不合理であるとはいえない。

ただし、実施機関は、陳述録音記録に関して審査請求人に、その取得目的については説明を行っているものの、陳述記録書作成の後直ちに廃棄処

分されることについては説明していない。このような対応が、審査請求人が不開示決定理由について疑念を抱くに至った要因となっているとも思量 される。

実施機関は、陳述の録音記録を行う際には、市民に疑念を抱かれることのないよう、その取得目的のみならず、廃棄等取得後の取扱いについても十分な事前説明を行うよう努められたい。

## 6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 8月30日	諮問書の受付
平成29年 9月27日	諮問案件の審議並びに審査請求人及び実施
	機関からの口頭意見陳述
平成29年11月16日	答申

## 津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏			名
会 長	村	田		裕
副会長	内	田	典	夫
委員	石	田	美	穂
委員	髙	橋	秀	治